

お問い合わせ先一覧

資料請求・加入方法・事故発生時のお問い合わせは ※資料発送には数日いただいております。 ※事故のご連絡は損害保険ジャパン日本興亜株式会社の事故サービスセンターで受付します。日本看護協会の保険に加入している旨を伝達のうえ、事故報告してください。	看護職賠償責任保険制度コールセンター TEL.0120-088-073 受付時間 平日 9:00～20:00 土日祝 9:00～17:00
ご自身の加入確認、改姓・住所変更のお問い合わせは ※お問い合わせの際、日本看護協会の会員番号(JNA会員番号)、氏名、生年月日をお知らせください。	看護職賠償責任保険制度・取扱代理店コールセンター TEL.03-5778-5781 受付時間 平日 10:00～17:00 (土・日・祝日は休業)
医療安全・医療事故に関するご相談は	「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室 TEL.03-5778-5968 受付時間 平日 10:00～17:00 (土・日・祝日は休業)

必ずお読みください(契約概要・注意喚起情報)

- **クーリングオフ**
 ・本保険制度は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- **事故がおきた場合の取扱い**
 ・万一、損害賠償を受けるおそれのある事故が発生したことを知った時、または患者側から損害賠償請求を受けた時、血液曝露事故が発生した時など、事故が発生した場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。適切なアドバイスと保険金請求のためのご案内をいたします。
 ○保険会社が被保険者(保険の対象となる方)に代わって被害者との示談交渉を行う「示談代行サービス」は行いませんので、あらかじめご了承ください。
 ○示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ損保ジャパン日本興亜および事故審査委員会の承認を得ない賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
 ○日本国外において行われた行為に起因する事故、および日本国外において発生した事故は担保されません。
 ○被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。
 ○事故時に必要となる書類などは加入者証台紙の裏面でご確認ください。
- **保険金をお支払いする場合**
 <看護職賠償責任保険>
 ・本紙中面の事故発生から保険適用までの流れでご確認ください。
 <血液曝露等傷害保険>
 ・日本国内または国外において、就業中の急激かつ偶然な外来の事故(※1)(以下「事故」といいます。)によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
 ・また、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の78%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金額の種類、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額とします。
 ・死亡保険金をお支払う場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。
 ・医療、看護、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事中(実習中を含みます。)に生じた偶然な血液曝露事故(針刺し、切創、血液飛散、血液接触)により、事故の発生の日からその日を含めて365日以内(※2)にHBVに感染後、B型肝炎を発病し治療した場合、HCV、HIVに感染したことを医師に診断された場合に、ウイルスの種類に応じて、保険金をお支払いします。
 (※1)「急激」とは突発的に発生することであり、ケガの原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で、治療的関係のないことを意味します。「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事でないことです。「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
 (※2) 事故の発生の日からその日を含めて365日以内に新たな事故が発生した場合において、前の事故に係る直後検査(※3)および後の事故に係る直後検査(※3)の結果、いずれも感染していることが確認できなかったときは、後の事故の発生の日からその日を含めて365日以内
 (※3)「直後検査」とは、事故の発生の日からその日を含めて3日以内(3日目の午後12時までをいいます。)に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有無を調べるための血液検査をいいます。
 (注1) お支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1回とします。すべてのウイルスに対して保険金をお支払いした場合は、その後保険金のお支払いはできません。
 (注2) 複数の支払事由に該当した場合は、それぞれウイルスに対して1回のお支払いとなります。

- **お支払いする保険金の種類およびお支払い方法(看護職賠償責任保険)**
 【お支払いする保険金の種類】
 損保ジャパン日本興亜が承認した次のような損害賠償金や諸費用をお支払いたします。
 ①法律上被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費 など)
 ②万一訴訟になった場合の弁護士報酬などの争訟費用
 ③賠償責任がないと判断した場合において、被害者に対して支出した応急手当、護送、その他の緊急措置に要した費用およびあらかじめ損保ジャパン日本興亜が同意した費用
 ④損保ジャパン日本興亜の求めに応じて、損保ジャパン日本興亜への協力のために支出された費用や他方から損害賠償を受けられる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用など損害拡大を防止するために支払った損害の防止・軽減に必要なまたは有益な費用
 ⑤初期対応費用(法律上の損害賠償責任の有無が判明しない初期の段階における被保険者が負担する社会通念上妥当な事故調査費用、通信費など、また他人の身体障害の場合のみお支払いする見舞金・見舞品購入費用)
 【保険金のお支払い方法】
 上記①③⑤は、損害額をてん補限度額の範囲内でお支払いします。上記②と④は、実額をお支払いたします。ただし、②については損害賠償金の額がてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。上記⑥の初期対応費用は、初期対応費用保険金のてん補限度額を限度にお支払いします(ただし、見舞費用については1被害者あたり10万円が限度となります)。

ご加入内容確認事項

- 本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向にそっていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、記載の問い合わせ先までご連絡ください。
1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご意向にそった内容となっていることをご確認ください**。
 - 補償の内容(保険金の種類や保険金をお支払いする場合)
 - 保険金額(ご契約金額)
 - 保険期間(保険のご契約期間)
 - 保険料・お支払方法(保険料払込方法)・満期返れい金・契約者配当金の有無
 2. **ご加入いただく内容に誤りがないかどうかをご確認ください**。
 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されていることをご確認ください)。
 - 被保険者の「生年月日」は正しいですか。
 - パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されていることを確認いただきましたか。

団体保険契約者・制度運営 公益社団法人 日本看護協会 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル TEL.03-5778-8831	幹事保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第一課 〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3 TEL.03-3593-6429 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで	副幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 TEL.03-3259-3017
取扱代理店 株式会社 日本看護協会出版会 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F TEL.03-5778-5781 受付時間 平日の午前10時から午後5時まで	非幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 TEL.03-3515-4143	

2つのサポートが、医事紛争などからあなたの人生を守ります。



看護職賠償責任保険制度

「看護職賠償責任保険制度」は日本看護協会会員(開業助産師を除く)のみを加入対象とした任意加入の制度です。

ご加入期間と掛金	5/1から6ヵ月間ご加入の方	6/1から5ヵ月間ご加入の方
申し込み締め切り	平成28年4月15日(金)	平成28年5月16日(月)
年間掛金	1,750円	1,600円
補償期間	平成28年5月1日(午後4時)から平成28年11月1日(午後4時)までの6ヵ月間	平成28年6月1日(午後4時)から平成28年11月1日(午後4時)までの5ヵ月間
内 訳	保険料900円+運営費850円	保険料750円+運営費850円
使 途	保険料:事故が発生したときの保険金支払等 運営費:ご加入手続きにかかわる事務運営費、事故にかかわる情報収集等、加入者に対する相談・支援、医療安全情報提供等のサービス	

- **日本国内で看護職が行う業務(特定行為およびその実施可否判断を含みます。)**によって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します。
- **業務中に偶然な事故により死亡、後遺障害が生じた場合や針刺し事故等によりHBV、HCV、HIVに感染した場合(HBVは感染後、発病・治療した場合)に保険金をお支払いします。**

看護職賠償責任保険の対象業務

- ① **保健師助産師看護師法の規定に基づき、保健師、助産師、看護師、准看護師が行う業務。**
 ※災害派遣等における看護業務を含む。
 ※特定行為およびその実施可否判断を含む。
- ② 助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務。
- ③ 准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務。
- ④ ①②③に対する管理監督業務。

(注) 対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問いません。

対人賠償

もちろん、賠償金もしっかり補償

誤った薬剤を投与してしまい、患者に障害を負わせてしまったなど

1事故 **5,000万円** 限度
(保険期間中1億5,000万円まで)

〈保険金の内訳〉
 ・被害者の治療費
 ・慰謝料
 ・休業補償 など

人格権侵害

患者との会話において、名譽を傷つけられたと訴えられたなど

1事故 **50万円** 限度
(保険期間中100万円まで)

〈保険金の内訳〉
 ・名譽毀損の賠償費用
 ・秘密漏えいの賠償費用 など

対物賠償

うっかり患者のメガネを踏みつけ破損させてしまったなど

1事故 **50万円** 限度

〈保険金の内訳〉
 ・被害財物の修理費
 ・再購入費用 など

初期対応費用

事故が発生した場合に、被保険者が負担する社会通念上妥当と認められる初期対応費用など

1事故 **250万円** 限度
(うち見舞品購入費用1被害者につき10万円限度)

針刺し事故等の場合の傷害事故も補償

傷害死亡・重度後遺障害保険金

就業中の偶然な事故により死亡もしくは重度後遺障害が生じた場合

66.3～85万円

血液曝露等傷害保険金

使用済の針を刺してしまった等の事故によりHBVに感染後、B型肝炎を発病し治療した場合、もしくはHCV、HIVに感染した場合

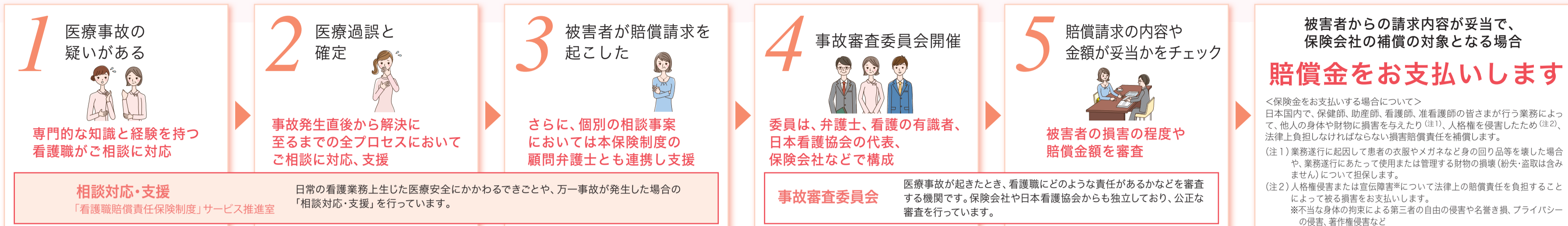
HBV **1.8万円** HCV **18万円** HIV **60万円**
 (事故発生からその日を含めて3日以内に直後検査を行っていただきます。)

※保険金をお支払いする場合や保険金をお支払いできない主な場合については裏面で必ずご確認ください。
 ※看護職賠償責任保険制度は日本看護協会を団体保険契約者とする看護職賠償責任保険(正式名称:賠償責任保険普通保険約款看護職特約条項)および血液曝露等傷害保険(正式名称:針刺し事故等による感染症危険補償特約付、後遺障害等級限定補償特約付(第1級～3級)、就業中のみ補償特約付団体傷害総合保険)のペットネームです。

詳しい内容とお手続きについては中面へ。

事故発生から保険適用までの流れ (民事上の責任) について、ご説明いたします。

下記はあくまでも看護職賠償責任保険の一例であり、必ずしも同様の経過で解決するわけではありません。また、血液曝露等傷害保険の保険金請求につきましては裏面「●保険金をお支払いする場合」をご確認ください。詳細につきましては取扱代理店もしくは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



「看護職賠償責任保険制度」サービス推進室のご案内*

1. 相談対応・支援
 日常の看護業務上生じた医療安全に係るできごとや、万一事故が発生した場合の民事・刑事・行政上の責任等に関する事案について、事故発生直後から解決に至るまでの全プロセスにおいて相談に応じ支援*2を行っています。
 さらに個別の相談事案においては、本保険制度の顧問弁護士とも連携し、加入者に対する一層のサービス向上に努めています。

平成26年度における相談対応件数は、699件でした。主な相談内容は、「本保険制度の対象となる業務範囲や補償内容」「事故等発生後の対応」「クレームや暴言・暴力への対応」に関するものです。このほか、組織管理の不備にまつわる相談なども増えてきました。サービス推進室は医療安全に詳しい相談員(看護職)とスタッフで構成され、双方向のコミュニケーションを大切にしつつ、迅速・丁寧な心かけ対応しています。

電話 03-5778-5968 平日10時~17時(土・日・祝日は休業)

2. 医療安全に関する医療・看護情報の提供
 相談対応・支援のほか、本保険制度ホームページへの医療事故・訴訟等関連情報の掲載や、「看護職賠償責任保険制度 News」の発行、研修会の開催等を通じ、医療安全に関する医療・看護情報を提供しています。ぜひご利用ください。

*1 サービス推進室が提供しているサービスは、掛金の一部である運営費(1人あたり年間850円)で行われています。
 *2 刑事上の責任が問われ個別に弁護士と契約し係争する場合はその限りではありません。また民事上の個別係争事案の解決は、保険金支払いの対象となるため査定会社が行います。

看護職賠償責任保険制度ホームページをリニューアルいたします!(平成28年4月予定)
<https://li.nurse.or.jp/>

本保険制度ホームページでは、以下のサービスをご利用いただけます。
 情報等は適宜更新しておりますので、ぜひご利用ください。
 ①本保険制度専用の払込取扱票(郵便振替用紙)のご請求
 ②ご自身の加入状況や更新時期の確認
 ③「医療安全に関する医療・看護情報」の閲覧 等

お手続き手順について、ご案内いたします。

STEP 1 加入条件の確認

平成28年度日本看護協会会員ですか? **YES** **NO**

会員限定の制度です。
 勤務先(非就業者は居住地)の都道府県看護協会にお問い合わせの上、入会手続きを行ってから本保険制度のご加入手続きをお願いいたします。
 ※開業助産師は本保険制度にご加入いただけません。
 ※本保険制度は加入者が被保険者となります。

STEP 2 申込書記載方法 「平成27年度本保険制度専用の払込取扱票」(郵便振替用紙)

《記入例》

補償期間対応の掛金をご記入ください。

重要!! 告知事項について
 以下のご質問を必ずご確認ください。該当のない場合は記入不要です。本質問はご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。

ご質問① 他保険契約等(この保険契約の全部または一部に対し支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます)がある場合には「あり」に○をし、「保険会社」「保険種類」「保険金額・支払限度額」各欄にご記入ください。
 ご質問② 本保険で補償の対象となる危険について、過去3年以内に損害賠償請求を受けたことがある、または将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っている場合は「過去3年間に発生した事故」欄の「あり」に○をし、回数をご記入ください。

STEP 3 払い込み手続き

①振込金額/氏名/生年月日/自宅住所(〒・住所・建物名・部屋番号)/TEL/告知事項/JNA会員番号の記入漏れがないか十分ご確認ください。
 ②郵便局・ゆうちょ銀行で掛金を払い込みます。
払込取扱票が本保険制度への加入書面を兼ねておりますので、必ず本保険制度専用払込取扱票をご使用ください。郵便局・ゆうちょ銀行からの払い込み以外での取り扱いはありませんのでご注意ください。
 なお、振込手数料(窓口130円)は自己負担をお願いします。
 ③払い込み後、手元に残った受領証を加入者証台紙へ貼り付け、加入者証として手元で保管ください。

よくあるご質問についてお答えいたします。

Q1 賠償事故が「発生」した時点で本保険制度に加入していれば補償の対象となりますか?
A1 「発見」された時点で加入していることが必要です。
 看護職賠償責任保険では、「加入している間に事故が発見された」場合が補償の対象であり、加入していない期間中に事故が発見され賠償請求を受けたときは補償されませんので、ご注意ください。なお、血液曝露等傷害保険は事故が「発生」した時点で加入していることが必要となります。
 (例) 他人に身体障害を負わせたり、他人の財物を損壊した場合に補償の対象とならないケース

Q2 払込取扱票(郵便振替用紙)に記入する「JNA会員番号」がわからないのですが?
A2 日本看護協会会員証に記載されている8桁の会員番号です。
 日本看護協会会員証に記載されている8桁の会員番号です。番号がわからない場合には、取扱代理店コールセンター(TEL:03-5778-5781)までお問い合わせください。また、日本看護協会もしくはご所属の都道府県看護協会でも確認することができます。

Q3 何ヵ月前から申し込みますか?
A3 補償開始月の3ヵ月前の加入取扱開始日から上記締切日までです。
 詳しくは上記のお手続きのご案内のSTEP2(中途加入の場合の掛金表)をご覧ください。

Q4 加入者証は発行されますか?
A4 払込取扱票(郵便振替用紙)の上部に加入者証の台紙を貼付していただきます。
 払い込み後、手元に残った受領証を台紙に添付していただき、大切に保管ください。受領証が添付されていれば加入の証明となります。なお加入者は専用ホームページより加入の確認ができます。

Q5 満期案内はありますか?
A5 はい。ご登録の住所にお送りしています。
 更新のご案内は、8月上旬発行の「看護職賠償責任保険制度 News」に、ご自身の住所・氏名などが印字された専用の払込取扱票(郵便振替用紙)を同封してお届けします。なお、7月以降8月下旬までに加入された方には9月上旬に発送いたします。9月以降にご加入の方には満期案内は発送できませんのでご注意ください。ご不明な点は取扱代理店コールセンター(TEL:03-5778-5781)までお問い合わせください。
 漢字表記については郵便振替の表記水準によるため、一文字でも漢字表記ができない場合は氏名全てがカタカナ表記となっております。あらかじめご了承ください。

必ずお読みください(契約概要・注意喚起情報)

●ご加入時における注意事項(告知義務等)
 ・ご加入の際は払込取扱票の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 ・払込取扱票にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が「公平な引受判断を行ううえで重要な事項」となります。
 ・ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、払込取扱票の記載事項とすることに

よって引受保険会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 ★被保険者の職業または職務 ★他の保険契約等(※)の加入状況
 (※)「他の保険契約等」とは、看護職賠償責任保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 ＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 ＊告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入後における留意事項(通知義務等)
 ・払込取扱票に記載の職業を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
 ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 ・払込取扱票記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
 ・団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者脱離制度)について>
 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 ●保険金の請求状況や被保険者の年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 ●重大事由による解除等
 ●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。